

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月20日
【発行者名】	SBIアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅本 賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	蝶野 善一
【電話番号】	03-6229-0170
【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)
【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券の金 額】	上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

SBI全世界高配当株式ファンド（年４回決算型）  
（以下「ファンド」または「本ファンド」といいます。）  
愛称として「スマートベータ・世界高配当株式（分配重視型）」という場合があります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。  
本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。  
信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。  
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### （ ） 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会 規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

2026年4月1日付けで、一般社団法人 資産運用業協会へ名称変更される予定です。（以下同じ。）

#### （ ） 基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

#### 委託会社の照会先

SBIアセットマネジメント株式会社 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ <a href="https://www.sbi-am.co.jp/">https://www.sbi-am.co.jp/</a>
---

### （５）【申込手数料】

ありません。

**(6) 【申込単位】**

- ・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）
  - 分配金受取コース
  - 分配金再投資コース再投資される収益分配金については1口単位とします。  
取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。  
また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。  
詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

**(7) 【申込期間】**

2025年11月21日（金曜日）から2026年5月20日（水曜日）までとします。  
なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。  
販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

**(9) 【払込期日】**

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。  
各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を經由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。  
販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。  
株式会社証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

お申込みの方法等

- (i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。
- ( ) 前記( )の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。
- ( ) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）
- ( ) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

日本以外の地域における発行  
該当事項はありません。

申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

## ファンドの目的

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の株式 に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。

## ファンドの基本的性格

## ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 内外 / 株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## 商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信 / 内外 / 株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品の分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( ) 資産複合

## 商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分  
ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 一般））
決算頻度	年4回
投資対象地域	グローバル（日本を含む）
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル （日本を含む）  北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年6回 （隔月） 年12回 （毎月）  日々	欧州  アジア  オセアニア	ファミリー ファンド	あり （ ）
不動産投信	その他	中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 （投資信託証券 （株式 一般））	（ ）	中近東 （中東）  エマージング		
資産複合				

## 属性区分の定義

該当分類	区分の定義
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 (株式 一般)とは、とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年4回	目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替ヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 信託金の限度額

3兆円を上限とします。

- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

**1** 別に定める投資信託証券(以下、「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。

## 【別に定める投資信託証券】

- SBI米国高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)
- SBI欧州高配当株式マザーファンドⅡ(国内籍親投資信託)
- SBI新興国高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)
- SBI日本高配当株式マザーファンド(国内籍親投資信託)

**2** 各マザーファンドによる株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータルリターン<sup>1</sup>の追求をめざします。

- 各投資対象地域の投資にあたっては、それぞれの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定を行なうことを基本とします。

**3** 各マザーファンドにおいては、以下のようにポートフォリオの構築を行います。

- 銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析など、委託会社独自の基準に基づき、投資銘柄を選別します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、各種市場指数の構成、個別銘柄の時価総額や流動性<sup>2</sup>等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。

※ 予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に投資銘柄の選別を行いますが、予想配当利回りの高い銘柄が必ずしも組み入れられるとは限りません。

※ 実質的なポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回ることを保証するものではありません。

※ 業種の分散を図れないことがあり、ファンドの基準価額の変動が、市場動向と乖離することがあります。

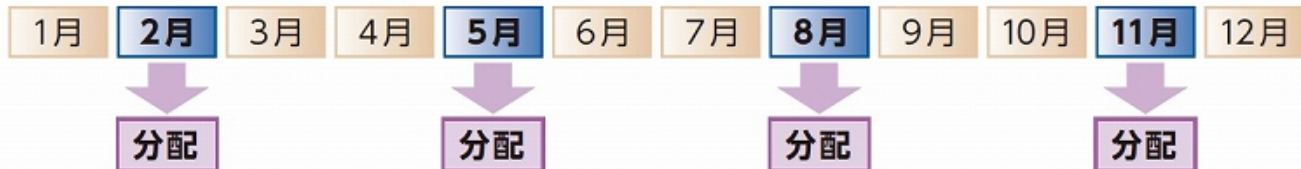
**4** 各マザーファンドの投資配分比率については、随時、変更します。**5** 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

## 分配方針

### <SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)>

年4回（原則として2月、5月、8月ならびに11月の各20日。休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 主な投資制限

- ① マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

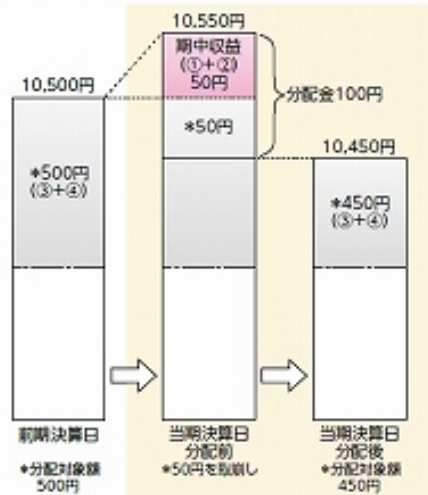
投資信託で分配金が支払われるイメージ



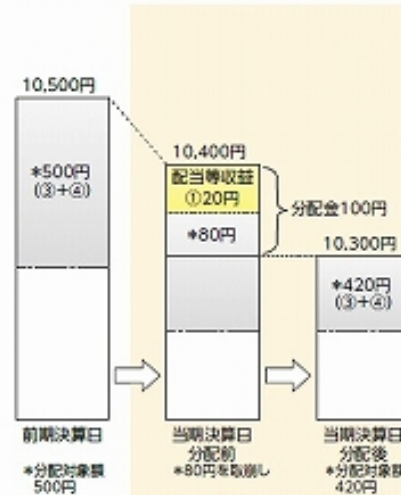
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### （計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

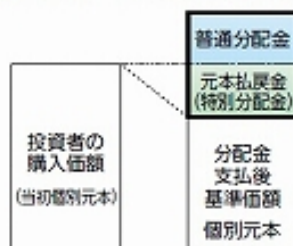


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### （分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### （分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

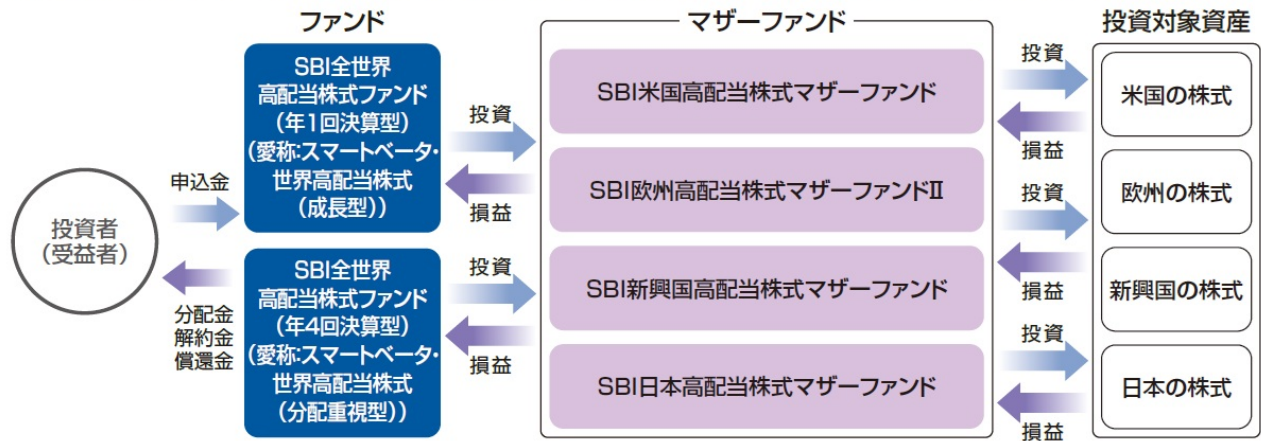
2024年10月1日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

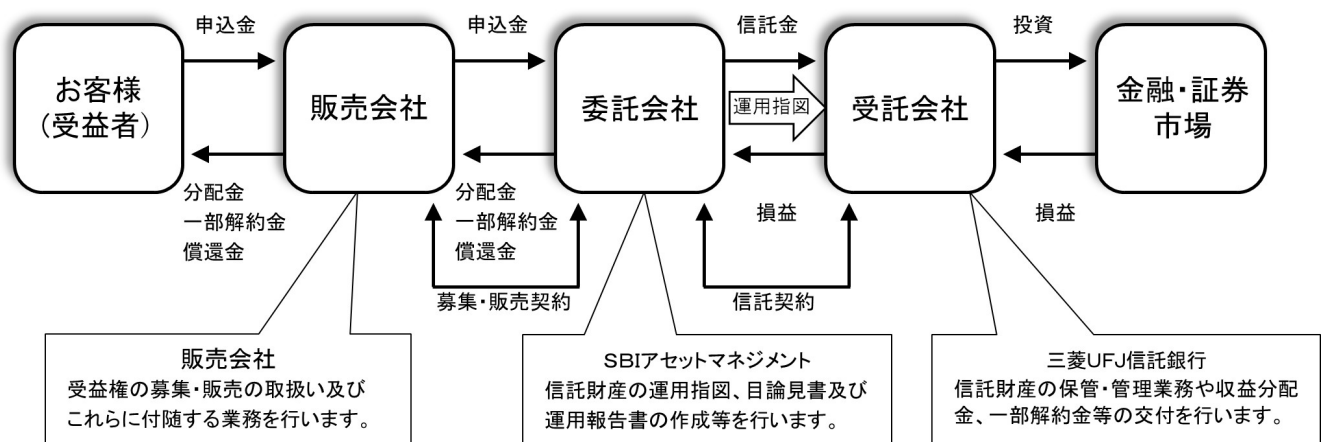
## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(現日本マスタートラスト信託銀行株式会社)に委託しています。

## 委託会社の概況(2025年8月末現在)

- 1) 資本金  
4億20万円
- 2) 沿革

委託会社は、投資運用業務(投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務)及び投資助言業務(投資顧問契約に基づく助言業務)を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社（SBIAMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBIAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がSBIAMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986年 8 月29 日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2 月20 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条 1 項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11 月28 日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 7 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9 月30 日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）
2022年 8 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023年 4 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

### 3) 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,378,823株	97.9%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	29,507株	2.1%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の株式 に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。

#### 2. 運用方法

##### ( ) 投資対象

別に定める投資信託証券（以下、「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。（別に定める投資信託証券）

- ・ SBI米国高配当株式マザーファンド（国内籍親投資信託）
- ・ SBI欧州高配当株式マザーファンド（国内籍親投資信託）
- ・ SBI新興国高配当株式マザーファンド（国内籍親投資信託）
- ・ SBI日本高配当株式マザーファンド（国内籍親投資信託）

##### ( ) 投資態度

各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、日本を含む世界各国の株式に実質的に分散投資します。

マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

各マザーファンドによる株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指します。なお、各投資対象地域の投資にあたっては、それぞれの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定を行なうことを基本とします。

各マザーファンドの投資配分比率については、随時、変更します。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

本ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ 金銭債権

ニ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

運用の指図範囲等（信託約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として、SBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された別に定めるマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、有価証券にかかるといいます。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するもの、および14. の証券のうち投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券(ただし、投資法人債券ならびに外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲等(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。(信託約款第17条第3項)

マザーファンドの概要

下記概要は、2025年8月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

1. SBI米国高配当株式マザーファンド

基本方針	<p>この投資信託は、主として米国の株式 に投資し、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。</p> <p>米国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。</p>
主な投資対象	米国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指します。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定、投資比率の決定を行なうことを基本とします。</p> <p>銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析などを勘案し、投資銘柄を選別します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。</p> <p>組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。</p> <p>スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。</p>
信託期間	無期限（設定日：2024年10月1日）
決算日	<p>毎年8月20日（休業日の場合は翌営業日）</p> <p>初回決算は、2025年8月20日（水曜日）とします。</p>
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	<p>5,000億円</p> <p>ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。</p>
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

## 2. SBI欧州高配当株式マザーファンド

基本方針	<p>この投資信託は、主として欧州の株式に投資し、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。</p> <p>欧州の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。</p>
主な投資対象	欧州の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指します。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定、投資比率の決定を行なうことを基本とします。</p> <p>銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析などを勘案し、投資銘柄を選別します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。</p> <p>組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。</p> <p>スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。</p>
信託期間	無期限（設定日：2024年10月1日）
決算日	<p>毎年8月20日（休業日の場合は翌営業日）</p> <p>初回決算は、2025年8月20日（水曜日）とします。</p>
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	<p>5,000億円</p> <p>ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。</p>
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

## 3. SBI新興国高配当株式マザーファンド

基本方針	この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を、めざして運用を行います。
主な投資対象	新興国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求をめざします。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。</p> <p>組入外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。</p> <p>スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。</p>
信託期間	無期限（設定日：2024年4月16日）
決算日	毎年12月20日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	3,000億円
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

## 4. SBI日本高配当株式マザーファンド

基本方針	<p>この投資信託は、主として日本の株式 に投資し、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。</p> <p>日本の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式ならびに上場することが確認できる株式をいいます（以下、同じ）。</p>
主な投資対象	日本の株式を主要投資対象とします。

投資態度	<p>株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指します。なお、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回るように銘柄の選定、投資比率の決定を行なうことを基本とします。</p> <p>銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りが市場平均と比較して高い銘柄を中心に、配当の状況、企業のファンダメンタルズ要因、株価のバリュエーション等に関する評価・分析などを勘案し、投資銘柄を選別します。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額や流動性等も勘案しながら、各銘柄の組入比率を決定します。なお、ポートフォリオで保有する銘柄ならびに組入比率の見直しは、随時、行います。</p> <p>運用開始時における組入銘柄数は30銘柄程度が想定されていますが、市場動向などにより、想定される銘柄数から乖離した銘柄数での運用が継続されることがあります。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲内で行います。</p> <p>スワップ取引は、信託約款第22条の範囲内で行います。</p>
信託期間	無期限（設定日：2023年12月12日）
決算日	毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	ありません。
信託金の限度額	3,000億円
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

### （3）【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

### 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

### 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

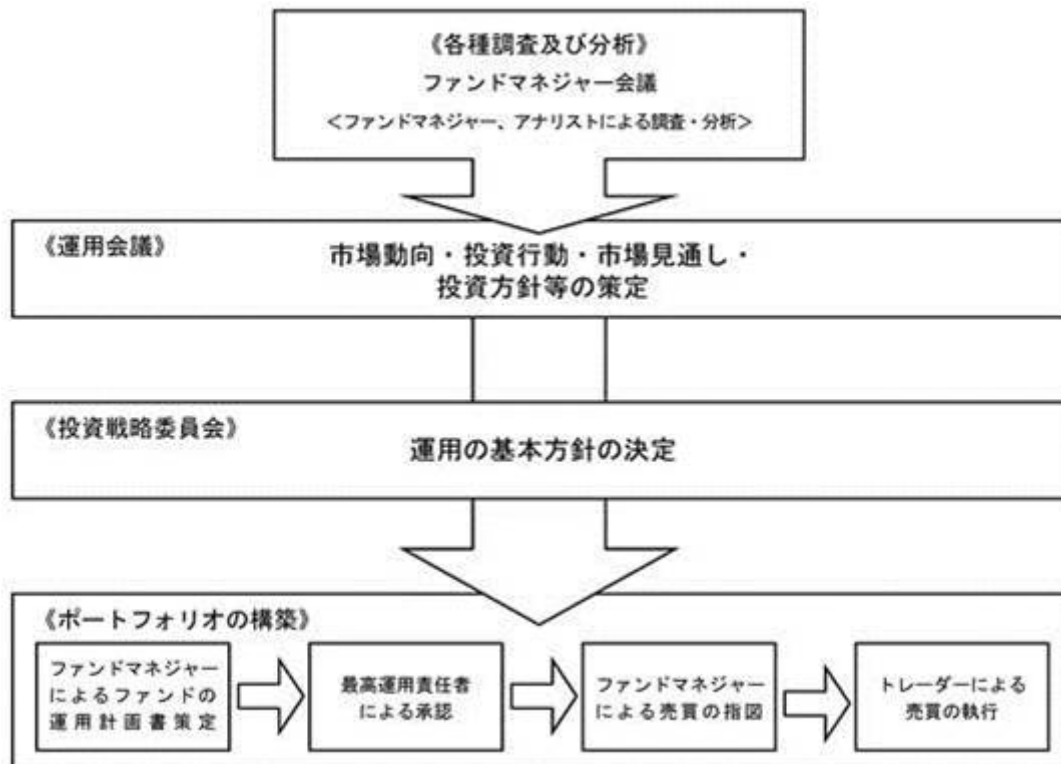
### 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

### パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

#### < 受託会社に対する管理体制 >

受託会社(再信託先を含む)に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

年4回(毎年2月、5月、8月ならびに11月の各20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。))および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。))等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を定めず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

#### (5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める主要な投資制限

- ( ) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ( ) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ( ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ( ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ( ) 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ( ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ( ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ( ) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ( ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ( ) 有価証券先物取引等は、信託約款第24条の範囲内で行います。
- ( ) スワップ取引は、信託約款第25条の範囲内で行います。

信託約款上のその他の投資制限

- ( ) デリバティブ取引等にかかる投資制限(信託約款第18条)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

- ( ) 投資する株式等の範囲(信託約款第21条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

- ( ) 信用取引の指図(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信託財産の一部解約等の事由により、前記の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

( )先物取引等の指図(信託約款第24条)

委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。 )。

委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに委託会社が適当と認める外国の取引所等における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことを指図することができます。

委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

( )スワップ取引等の指図(信託約款第25条)

委託会社は、実質的な投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。 )が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前記においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

( )有価証券の貸付の指図(信託約款第27条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前記の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

( ) 有価証券の空売りの指図(信託約款第28条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第29条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前記の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

( ) 有価証券の借入れの指図(信託約款第29条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

前記の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前記の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

前記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

( ) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

( ) 外国為替予約取引の指図(信託約款第31条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを委託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

その他

( ) 資金の借入れ(信託約款第37条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### 3【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様は帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 株価変動リスク  
一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象であるマザーファンドが実質的に組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 為替変動リスク  
為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ カントリーリスク  
投資対象であるマザーファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。特に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が高いこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクは先進国に投資するよりも高くなります。  
さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境の変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ・ 信用リスク  
投資対象であるマザーファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク  
投資対象であるマザーファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

#### その他の留意点

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

有価証券の貸付取引等を行う場合には、取引先リスク（取引の相手方（レンディング・エージェントを含みます。）の倒産等により契約が不履行になる等）が生じる場合があります。

投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

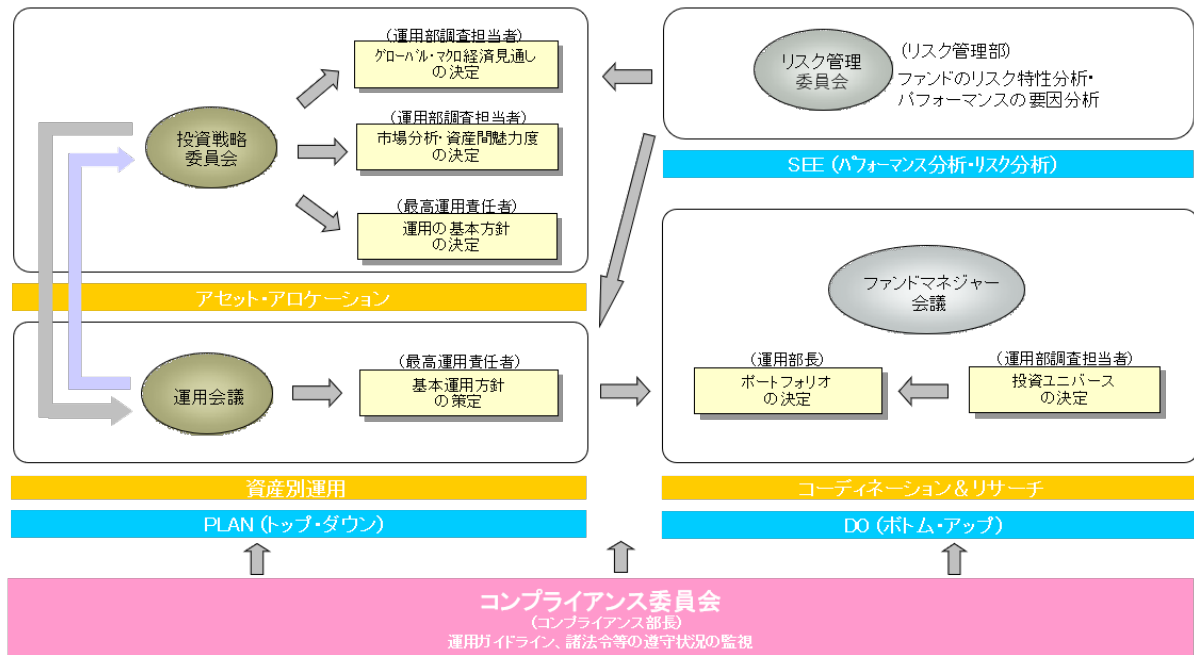
○実質的な投資対象地域の法令、税制、会計制度およびそれらの変更によって、本ファンドの受益者が不利益を被るリスクがあります。

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドで保有する有価証券の売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

## リスク管理体制

### 運用に関するリスク管理体制

- ・ 委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。
- ・ 流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス委員会	原則月1回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商品検討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定する。また、商品戦略に係る对外公表を担当する。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

#### コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

#### 機関化回避に関する運営

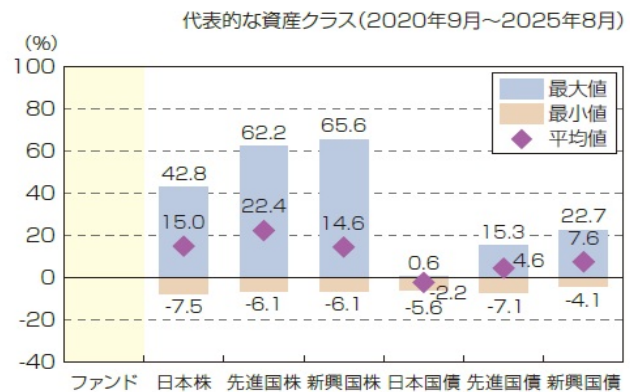
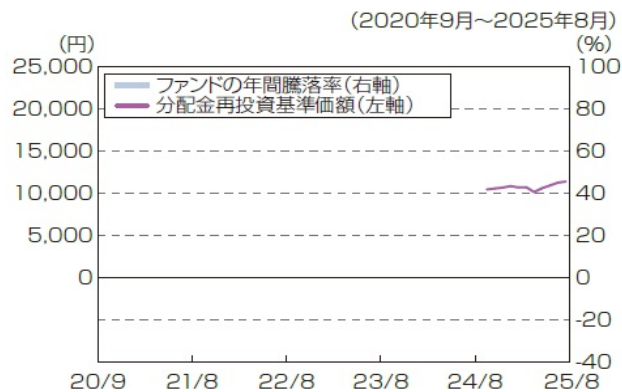
グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

## (参考情報)

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

## SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)



\*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

\*ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

**〈代表的な各資産クラスの指数〉**

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

\*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子配当込み指数です。

**〈各指数の概要〉**

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

**〈重要事項〉**

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示の保証を行わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

## (3)【信託報酬等】

ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に年0.055%（税抜：年0.050%）の率を乗じて得た金額とします。当該報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>&lt; 信託報酬の配分（税抜） &gt;</p>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.0170%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.0170%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.0160%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。			

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

## (有価証券の貸付の指図を行った場合)

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の55.0%（税抜50.0%）以内の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。

上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

#### （４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

有価証券売買時にかかる売買委託手数料

信託事務の処理に要する諸費用（ に規定する諸費用を除きます。）

借入金の利息

信託財産に関する租税

受託会社の立替えた立替金の利息

その他諸費用

（ ）受益権の管理事務に関連する費用

（ ）有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷及び提出にかかる費用

（ ）目論見書の作成、印刷及び交付にかかる費用

（ ）信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用

（ ）運用報告書の作成、印刷及び交付にかかる費用

（ ）ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷及び交付にかかる費用

（ ）信託財産にかかる監査報酬

上記 ～ の費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）については、ファンドからその都度支払われます。また、上記 その他諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

なお、上記 ～ の費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

委託会社は、上記 その他諸費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けの際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

上記 その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記 その他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる費用等（それに付随する消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

有価証券の貸付に係る報酬

有価証券の貸付を行った場合に限り、その対価としての品貸料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行っている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるもの）に限り、）における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行っている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の投資の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。）の55%（税抜50%）以内の額とします。かかる費用は、毎月、信託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社との配分は別に定めます。

#### （５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2025年8月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

#### 個人の受益者に対する課税

##### イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

##### ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

##### ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

#### <注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【SBI全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）】

## (1)【投資状況】

(2025年8月29日)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	16,272,823,760	98.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		331,583,180	1.99
合計(純資産総額)		16,604,406,940	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年8月29日)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	SBI米国高配当株式マザー ファンド	8,376,181,892	1.0857	9,094,020,681	1.0965	9,184,483,444	55.31
2	日本	親投資信託 受益証券	SBI欧州高配当株式マザー ファンド	2,918,488,829	1.2417	3,623,887,579	1.2210	3,563,474,860	21.46
3	日本	親投資信託 受益証券	SBI日本高配当株式マザー ファンド	1,272,327,539	1.4204	1,807,214,037	1.4209	1,807,850,200	10.89
4	日本	親投資信託 受益証券	SBI新興国高配当株式マ ザーファンド	3,122,981,551	0.5512	1,721,387,431	0.5498	1,717,015,256	10.34

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## ロ. 種類別投資比率

(2025年8月29日)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.00
合計	98.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

2025年8月29日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2025年 2月20日）	12,358,166,272	12,466,981,924	1.0789	1.0884
第2特定期間末（2025年 8月20日）	16,381,042,800	16,528,904,954	1.1079	1.1179
2024年10月末日	6,121,494,134		1.0472	
11月末日	8,333,212,757		1.0582	
12月末日	9,532,997,530		1.0684	
2025年 1月末日	11,705,598,697		1.0864	
2月末日	12,334,214,807		1.0611	
3月末日	12,962,762,527		1.0630	
4月末日	13,116,234,815		1.0078	
5月末日	14,038,416,268		1.0419	
6月末日	14,937,322,561		1.0737	
7月末日	15,792,647,950		1.1064	
8月末日	16,604,406,940		1.1094	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	2024年10月 1日～2025年 2月20日	0.0095
第2特定期間末	2025年 2月21日～2025年 8月20日	0.0200

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100 を乗じた数を記載しております。

なお、第1 特定期間の収益率は、前特定期間末（設定時）の基準価額を10,000 円として計算しております。

#### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間末	2024年10月 1日～2025年 2月20日	8.8
第2特定期間末	2025年 2月21日～2025年 8月20日	4.5

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間末	2024年10月 1日～2025年 2月20日	13,333,978,875	1,879,699,672	11,454,279,203
第2特定期間末	2025年 2月21日～2025年 8月20日	5,613,860,962	2,281,924,739	14,786,215,426

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

SBI日本高配当株式マザーファンド

## 投資状況

(2025年8月29日)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	109,996,900,910	95.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,026,686,844	4.37
合計(純資産総額)		115,023,587,754	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,536,250,000	1.33

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ.評価額上位銘柄明細

(2025年8月29日)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	18,618,600	194.17	3,615,219,111	228.20	4,248,764,520	3.69
2	日本	株式	SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	538,300	3,355.75	1,806,400,225	6,999.00	3,767,561,700	3.28
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,414,000	1,632.36	2,308,158,164	2,259.00	3,194,226,000	2.78
4	日本	株式	TOYO TIRE	ゴム製品	825,000	2,347.41	1,936,613,250	3,768.00	3,108,600,000	2.70
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	706,100	3,099.47	2,188,538,951	4,048.00	2,858,292,800	2.48
6	日本	株式	M&A Dインシュアランスグループホールディングス	保険業	734,900	3,435.42	2,524,692,697	3,462.00	2,544,223,800	2.21
7	日本	株式	三菱商事	卸売業	679,000	2,505.61	1,701,310,054	3,354.00	2,277,366,000	1.98
8	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	513,900	4,269.04	2,193,859,656	4,421.00	2,271,951,900	1.98
9	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,372,000	1,430.51	1,962,667,174	1,642.00	2,252,824,000	1.96
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	456,600	3,039.21	1,387,706,738	4,895.00	2,235,057,000	1.94
11	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	466,700	4,366.00	2,037,612,200	4,688.00	2,187,889,600	1.90
12	日本	株式	丸井グループ	小売業	585,800	2,410.80	1,412,246,640	3,177.00	1,861,086,600	1.62
13	日本	株式	東ソー	化学	793,600	2,024.68	1,606,786,048	2,334.50	1,852,659,200	1.61
14	日本	株式	小松製作所	機械	359,900	4,099.43	1,475,384,857	5,038.00	1,813,176,200	1.58
15	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	1,117,700	1,519.93	1,698,834,384	1,620.00	1,810,674,000	1.57
16	日本	株式	NOK	輸送用機器	686,400	2,297.52	1,577,017,728	2,578.00	1,769,539,200	1.54
17	日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	1,903,400	779.20	1,483,129,280	914.10	1,739,897,940	1.51
18	日本	株式	ひろぎんホールディングス	銀行業	1,195,400	1,137.37	1,359,621,565	1,414.50	1,690,893,300	1.47

19	日本	株式	しずおかフィナンシャルグループ	銀行業	844,900	1,343.08	1,134,773,574	1,971.00	1,665,297,900	1.45
20	日本	株式	メイテックグループホールディングス	サービス業	508,600	3,217.71	1,636,530,953	3,267.00	1,661,596,200	1.44
21	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	1,309,400	1,049.80	1,374,615,184	1,226.50	1,605,979,100	1.40
22	日本	株式	九州電力	電気・ガス業	1,023,100	1,273.01	1,302,425,932	1,556.50	1,592,455,150	1.38
23	日本	株式	双日	卸売業	403,400	3,198.31	1,290,202,108	3,908.00	1,576,487,200	1.37
24	日本	株式	トヨタ紡織	輸送用機器	628,100	1,898.29	1,192,315,949	2,423.00	1,521,886,300	1.32
25	日本	株式	日本郵船	海運業	275,200	5,087.29	1,400,024,614	5,333.00	1,467,641,600	1.28
26	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	226,900	5,211.50	1,182,491,438	6,401.00	1,452,386,900	1.26
27	日本	株式	安藤・間	建設業	841,900	1,146.82	965,507,758	1,714.00	1,443,016,600	1.25
28	日本	株式	タムロン	精密機器	1,362,400	863.25	1,176,104,737	1,020.00	1,389,648,000	1.21
29	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	480,300	2,640.15	1,268,065,382	2,873.00	1,379,901,900	1.20
30	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	666,600	1,983.19	1,321,994,454	1,946.50	1,297,536,900	1.13

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
----	-------	----	-------------

株式	国内	鉱業	0.78
		建設業	4.63
		食料品	2.83
		繊維製品	0.47
		化学	7.07
		医薬品	4.22
		石油・石炭製品	0.98
		ゴム製品	2.70
		ガラス・土石製品	1.65
		鉄鋼	2.22
		非鉄金属	0.92
		機械	5.83
		電気機器	8.05
		輸送用機器	8.15
		精密機器	2.90
		その他製品	1.03
		電気・ガス業	1.38
		海運業	1.57
		情報・通信業	4.79
		卸売業	6.44
		小売業	2.88
		銀行業	10.76
		証券、商品先物取引業	3.28
保険業	4.87		
不動産業	2.57		
サービス業	2.65		
合計		95.63	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(2025年8月29日)

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	50	日本円	1,392,783,000	1,536,250,000	1.33

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

#### SBI新興国高配当株式マザーファンド

#### 投資状況

（2025年8月29日）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	21,793,731	0.67
	メキシコ	178,974,462	5.55
	ブラジル	303,816,117	9.42
	チリ	251,749,133	7.81
	ルクセンブルク	7,301,189	0.22
	ギリシャ	316,976,353	9.83
	トルコ	35,049,239	1.08
	チェコ	6,961,201	0.21
	ハンガリー	112,482,504	3.49
	ポーランド	331,646,879	10.29
	ケイマン	69,237,889	2.14
	マレーシア	14,101,017	0.43
	タイ	47,211,528	1.46
	フィリピン	7,093,661	0.22
	インドネシア	124,789,644	3.87
	韓国	361,576,329	11.21
	台湾	98,036,504	3.04
	中国	205,056,198	6.36
	カタール	16,945,363	0.52
	南アフリカ	230,484,593	7.15
アラブ首長国連邦	266,476,510	8.26	
クウェート	60,510,563	1.87	
	小計	3,068,270,607	95.20
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		154,464,905	4.79
合計（純資産総額）		3,222,735,512	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

（2025年8月29日）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	チリ	株式	LATAM AIRLINES GROUP SA	運輸	36,020,662	2.90	104,534,292	3.71	133,722,840	4.15
2	アラブ首 長国連邦	株式	ABU DHABI ISLAMIC BANK	銀行	142,480	657.15	93,631,307	868.71	123,774,884	3.84
3	中国	株式	PEOPLE'S INSURANCE CO GROU-H	保険	917,000	86.40	79,232,787	130.32	119,505,824	3.71
4	メキシコ	株式	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	銀行	84,300	1,218.77	102,742,516	1,352.07	113,980,152	3.54

5	韓国	株式	Woori Financial Group Inc	銀行	43,051	2,458.05	105,821,877	2,633.76	113,386,002	3.52
6	韓国	株式	DB Insurance Co Ltd	保険	7,928	13,635.06	108,098,821	14,018.39	111,137,875	3.45
7	ポーランド	株式	Bank Pekao SA	銀行	14,716	6,766.48	99,575,627	7,486.95	110,178,000	3.42
8	ポーランド	株式	Orlen SA	エネルギー	34,881	2,613.24	91,152,501	3,144.39	109,679,802	3.40
9	韓国	株式	Industrial Bank of Korea	銀行	53,786	1,906.10	102,521,552	2,037.97	109,614,684	3.40
10	ギリシャ	株式	National Bank of Greece	銀行	52,314	1,514.82	79,246,416	2,085.07	109,078,624	3.38
11	ハンガリー	株式	MOL Hungarian Oil and Gas Pl	エネルギー	83,182	1,300.64	108,190,296	1,268.50	105,516,367	3.27
12	ブラジル	株式	Tim SA	電気通信サービス	166,400	505.90	84,183,214	625.90	104,151,229	3.23
13	ポーランド	株式	Powszechny Zaklad Ubezpieczen	保険	41,420	2,153.28	89,189,249	2,478.35	102,653,522	3.19
14	ギリシャ	株式	Opap SA	消費者サービス	29,719	3,337.61	99,190,647	3,304.22	98,198,319	3.05
15	チリ	株式	Banco de Chile	銀行	4,037,067	18.74	75,684,739	20.95	84,588,440	2.62
16	ブラジル	株式	Petrobras - Petroleo Bras	エネルギー	88,600	981.98	87,004,295	907.94	80,444,146	2.50
17	アラブ首長国連邦	株式	EMAAR Properties PJSC	不動産管理・開発	133,851	564.69	75,585,443	579.01	77,501,268	2.40
18	台湾	株式	Mediatek Inc	半導体・半導体製造装置	11,000	6,637.87	73,016,612	6,656.72	73,223,980	2.27
19	南アフリカ	株式	Vodacom Group Ltd	電気通信サービス	56,235	939.55	52,836,012	1,194.23	67,157,530	2.08
20	ブラジル	株式	Banco Bradesco SA-Pref	銀行	145,000	450.80	65,366,118	455.32	66,022,805	2.05
21	ギリシャ	株式	Athens International Airport	運輸	35,694	1,704.47	60,839,541	1,836.44	65,550,021	2.03
22	南アフリカ	株式	Naspers Ltd-N SHS	メディア・娯楽	1,353	45,831.30	62,009,757	48,053.40	65,016,258	2.02
23	ケイマン	株式	China Hongqiao Group Ltd	素材	129,500	319.90	41,427,060	475.27	61,547,724	1.91
24	アラブ首長国連邦	株式	Emirates NBD PJSC	銀行	53,575	872.15	46,725,733	1,017.77	54,527,456	1.69
25	インドネシア	株式	Astra International Tbk Pt	資本財	1,036,100	43.62	45,199,644	50.17	51,986,317	1.61
26	ギリシャ	株式	Piraeus Financial Holdings S	銀行	37,987	1,074.77	40,827,298	1,162.22	44,149,389	1.37
27	クウェート	株式	Mobile Telecommunications Co	電気通信サービス	170,712	238.08	40,643,873	245.02	41,829,191	1.30
28	南アフリカ	株式	Standard Bank Group Ltd	銀行	19,546	1,921.82	37,563,933	2,087.38	40,800,103	1.27
29	南アフリカ	株式	ABSA Group Ltd	銀行	24,332	1,605.40	39,062,809	1,592.94	38,759,511	1.20
30	トルコ	株式	Tofas Turk Otomobil Fabrika	自動車・自動車部品	38,487	703.51	27,076,334	910.67	35,049,239	1.09

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### ロ. 種類別及び業種別の投資比率

(2025年8月29日)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	2.40
		エネルギー	12.60
		素材	2.39
		資本財	2.14
		運輸	8.13
		自動車・自動車部品	1.09
		消費者サービス	3.05
		メディア・娯楽	2.26
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.68
		食品・飲料・タバコ	1.04
		家庭用品・パーソナル用品	0.81
		銀行	34.20
		保険	11.28
		電気通信サービス	8.39
		公益事業	1.72
半導体・半導体製造装置	3.04		
合計			95.21

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### SBI欧州高配当株式マザーファンド

#### 投資状況

(2025年8月29日)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	--------	---------	---------

株式	ドイツ	525,737,203	13.09
	イタリア	374,911,450	9.33
	フランス	462,581,488	11.51
	オランダ	235,388,015	5.86
	スペイン	462,967,972	11.52
	ベルギー	66,654,093	1.65
	オーストリア	235,026,590	5.85
	ルクセンブルク	9,572,697	0.23
	フィンランド	57,189,278	1.42
	アイルランド	78,248,381	1.94
	イギリス	753,791,759	18.77
	スイス	196,025,309	4.88
	スウェーデン	93,772,149	2.33
	ノルウェー	211,532,057	5.26
	デンマーク	41,859,269	1.04
	小計	3,805,257,710	94.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		210,417,382	5.23
合計(純資産総額)		4,015,675,092	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年8月29日)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	スペイン	株式	BANCO DE SABADELL SA	銀行	200,531	587.79	117,871,952	559.50	112,198,419	2.79
2	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	食品・飲料・タバコ	12,513	8,408.46	105,215,082	8,228.56	102,964,049	2.56
3	オーストリア	株式	ERSTE GROUP BANK AG	銀行	6,528	15,097.93	98,559,310	14,051.96	91,731,237	2.28
4	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	48,146	1,874.94	90,271,154	1,896.97	91,331,817	2.27
5	オーストリア	株式	BAWAG GROUP AG	銀行	4,754	19,736.19	93,825,881	19,101.75	90,809,758	2.26
6	イギリス	株式	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	資本財	40,491	2,102.78	85,144,055	2,100.80	85,063,692	2.12
7	ノルウェー	株式	TELENOR ASA	電気通信サービス	34,395	2,421.93	83,302,626	2,432.15	83,653,902	2.08
8	イタリア	株式	UNICREDIT SPA	銀行	7,312	11,915.45	87,125,772	11,344.45	82,950,656	2.07
9	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	23,149	3,660.88	84,745,815	3,528.85	81,689,409	2.03
10	イタリア	株式	INTESA SANPAOLO	銀行	87,956	961.08	84,533,575	927.48	81,577,538	2.03
11	イギリス	株式	IMPERIAL BRANDS PLC	食品・飲料・タバコ	13,224	6,065.24	80,206,776	6,150.58	81,335,340	2.03

12	アイルランド	株式	BANK OF IRELAND GROUP PLC	銀行	35,334	2,256.54	79,732,768	2,214.53	78,248,381	1.95
13	イギリス	株式	ADMIRAL GROUP PLC	保険	10,518	7,283.33	76,606,108	7,168.73	75,400,770	1.88
14	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	667	110,135.18	73,460,166	112,192.82	74,832,612	1.86
15	イギリス	株式	BT GROUP PLC	電気通信サービス	161,112	419.08	67,520,343	431.07	69,451,651	1.73
16	ドイツ	株式	SIEMENS ENERGY AG	資本財	4,305	16,200.48	69,743,090	15,847.25	68,222,443	1.70
17	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	1,653	40,621.24	67,146,915	40,526.93	66,991,023	1.67
18	ベルギー	株式	KBC GROUP NV	銀行	3,826	17,772.86	67,998,984	17,421.35	66,654,093	1.66
19	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,439	18,483.87	63,566,032	18,601.11	63,969,226	1.59
20	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	355,445	174.59	62,060,171	175.09	62,234,946	1.55
21	ドイツ	株式	E.ON SE	公益事業	22,934	2,691.22	61,720,477	2,657.78	60,953,641	1.52
22	スウェーデン	株式	SWEDBANK AB - A SHARES	銀行	14,461	4,202.43	60,771,441	4,126.53	59,673,837	1.49
23	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,483	23,383.73	58,061,815	23,439.30	58,199,799	1.45
24	ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	1,431	40,852.72	58,460,253	40,612.66	58,116,730	1.45
25	フィンランド	株式	NORDEA BANK ABP	銀行	25,421	2,323.41	59,063,622	2,249.68	57,189,278	1.42
26	フランス	株式	ORANGE	電気通信サービス	23,966	2,465.73	59,093,891	2,355.14	56,443,296	1.41
27	スペイン	株式	REPSOL SA	エネルギー	23,427	2,323.20	54,425,809	2,389.43	55,977,280	1.39
28	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,124	47,666.03	53,576,626	47,812.58	53,741,351	1.34
29	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	銀行	37,474	1,412.91	52,947,494	1,412.05	52,915,366	1.32
30	オーストリア	株式	OMV AG	エネルギー	6,485	8,161.97	52,930,388	8,093.38	52,485,595	1.31

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### ロ. 種類別及び業種別の投資比率

(2025年8月29日)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
----	-------	----	-------------

株式	外国	エネルギー	8.25
		素材	3.76
		資本財	12.52
		運輸	1.15
		自動車・自動車部品	2.09
		耐久消費財・アパレル	1.52
		食品・飲料・タバコ	5.86
		家庭用品・パーソナル用品	0.68
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.20
		銀行	28.80
		金融サービス	0.56
		保険	5.23
		ソフトウェア・サービス	1.67
		電気通信サービス	8.40
		公益事業	5.21
半導体・半導体製造装置	1.86		
合計		94.76	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### SBI米国高配当株式マザーファンド

#### 投資状況

(2025年8月29日)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	9,397,416,198	90.60
	アイルランド	392,171,499	3.78
	バミューダ	110,312,237	1.06
	小計	9,899,899,934	95.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		472,172,625	4.55
合計(純資産総額)		10,372,072,559	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年8月29日)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	食品・飲料・タバコ	31,700	9,778.99	309,994,148	9,758.42	309,342,117	2.98
2	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	70,700	4,257.74	301,022,331	4,251.86	300,606,841	2.90
3	アメリカ	株式	PRIMORIS SERVICES CORP	資本財	16,000	16,313.64	261,018,310	17,564.28	281,028,576	2.71
4	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	6,000	42,703.76	256,222,603	44,233.20	265,399,226	2.56
5	アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	金融サービス	2,400	105,985.14	254,364,359	110,369.24	264,886,182	2.55
6	アメリカ	株式	FRANKLIN RESOURCES INC	金融サービス	68,300	3,646.55	249,059,665	3,752.33	256,284,603	2.47
7	アメリカ	株式	NEWMONT CORP	素材	23,800	9,899.46	235,607,376	10,720.75	255,153,907	2.46
8	アメリカ	株式	ARES CAPITAL CORP	金融サービス	77,900	3,289.53	256,255,073	3,268.97	254,652,763	2.46
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	5,500	43,328.17	238,304,975	45,346.85	249,407,719	2.40
10	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	38,300	6,602.58	252,878,998	6,454.19	247,195,692	2.38
11	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	16,000	14,921.55	238,744,910	14,120.48	225,927,699	2.18
12	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8,600	26,127.68	224,698,090	25,777.11	221,683,180	2.14
13	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORP	ヘルスケア機器・サービス	20,700	10,430.42	215,909,803	10,598.80	219,395,342	2.12
14	アメリカ	株式	INTERDIGITAL INC	ソフトウェア・サービス	4,600	38,576.19	177,450,519	40,184.08	184,846,810	1.78
15	アイルランド	株式	NVENT ELECTRIC PLC	資本財	13,100	12,950.99	169,658,074	13,601.85	178,184,282	1.72
16	アメリカ	株式	DUKE ENERGY CORP	公益事業	9,800	18,185.75	178,220,425	17,978.60	176,190,284	1.70
17	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	16,400	11,240.84	184,349,927	10,591.46	173,699,990	1.67
18	アメリカ	株式	HCA HEALTHCARE INC	ヘルスケア機器・サービス	2,900	59,599.14	172,837,518	59,837.57	173,528,975	1.67
19	アメリカ	株式	ARCOSA INC	資本財	11,900	14,196.69	168,940,696	14,568.58	173,366,188	1.67
20	アメリカ	株式	ELECTRONIC ARTS INC	メディア・娯楽	6,700	25,117.43	168,286,846	25,121.85	168,316,400	1.62
21	アメリカ	株式	ENERGIZER HOLDINGS INC	家庭用品・パーソナル用品	41,000	4,171.36	171,025,959	4,012.38	164,507,793	1.59
22	アメリカ	株式	REV GROUP INC	資本財	20,800	7,561.62	157,281,803	7,901.35	164,348,238	1.58
23	アメリカ	株式	HASBRO INC	耐久消費財・アパレル	13,600	11,756.54	159,889,022	11,988.67	163,045,939	1.57
24	アメリカ	株式	TRACTOR SUPPLY COMPANY	一般消費財・サービス流通・小売り	17,700	9,084.05	160,787,732	9,204.53	162,920,323	1.57
25	アメリカ	株式	WALKER & DUNLOP INC	金融サービス	12,800	12,523.69	160,303,302	12,633.65	161,710,730	1.56

26	アイルランド	株式	CRH PLC	素材	9,700	16,431.04	159,381,095	16,629.87	161,309,786	1.56
27	アメリカ	株式	SMITHFIELD FOODS INC	食品・飲料・タバコ	42,900	3,720.01	159,588,738	3,740.58	160,471,019	1.55
28	アメリカ	株式	ARMSTRONG WORLD INDUSTRIES	資本財	5,500	28,654.54	157,599,991	29,026.98	159,648,414	1.54
29	アメリカ	株式	ACADEMY SPORTS & OUTDOORS IN	一般消費財・サービス流通・小売り	20,200	7,673.68	155,008,366	7,883.72	159,251,289	1.54
30	アメリカ	株式	RYDER SYSTEM INC	運輸	5,700	26,565.83	151,425,260	27,491.67	156,702,521	1.51

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

(2025年8月29日)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	6.44
		素材	4.48
		資本財	13.53
		商業・専門サービス	0.46
		運輸	1.51
		耐久消費財・アパレル	1.57
		消費者サービス	1.78
		メディア・娯楽	2.01
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.07
		生活必需品流通・小売り	2.57
		食品・飲料・タバコ	7.39
		家庭用品・パーソナル用品	2.09
		ヘルスケア機器・サービス	4.31
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.94
		銀行	4.64
		金融サービス	9.93
		保険	0.59
		エクイティ不動産投資信託(REIT)	1.37
		ソフトウェア・サービス	2.81
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.41
電気通信サービス	5.28		
公益事業	4.92		
半導体・半導体製造装置	3.36		
合計			95.45

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年8月29日)

## SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)

(設定日(2024年10月1日)~2025年8月29日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	11,094円
純資産総額	166.04億円

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2025年2月20日)	95円
第2期(2025年5月20日)	100円
第3期(2025年8月20日)	100円
—	—
—	—
設定来累計	295円

## 組入資産の構成比

資産の種類	比率
SBI米国高配当株式マザーファンド	55.31%
SBI欧州高配当株式マザーファンドII	21.46%
SBI日本高配当株式マザーファンド	10.89%
SBI新興国高配当株式マザーファンド	10.34%

※比率はファンドの純資産総額に対する比率です。

## 主要な資産の状況

(基準日:2025年8月29日)

## 組入資産の構成比率

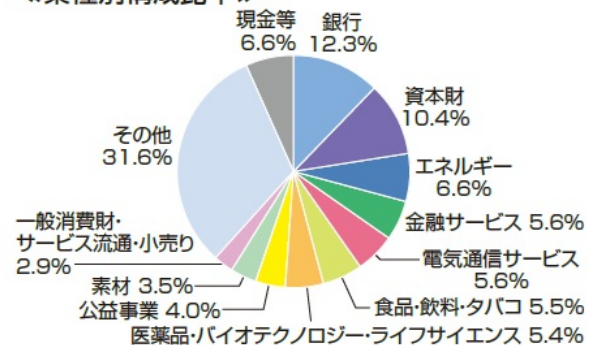
## SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)

## 組入上位10銘柄

銘柄名	国・地域	業種	組入比率
1 ALTRIA GROUP INC	米国	食品・飲料・タバコ	1.6%
2 AT&T INC	米国	電気通信サービス	1.6%
3 PRIMORIS SERVICES CO	米国	資本財	1.5%
4 JPMORGAN CHASE & CO	米国	銀行	1.4%
5 GOLDMAN SACHS GROUP	米国	金融サービス	1.4%
6 FRANKLIN RESOURCES I	米国	金融サービス	1.4%
7 NEWMONT CORP	米国	素材	1.4%
8 ARES CAPITAL CORP	米国	金融サービス	1.4%
9 BROADCOM INC	米国	半導体・半導体製造装置	1.3%
10 VERIZON COMMUNICATIO	米国	電気通信サービス	1.3%

※比率はファンドの純資産総額に対する実質組入比率です。

## 業種別構成比率

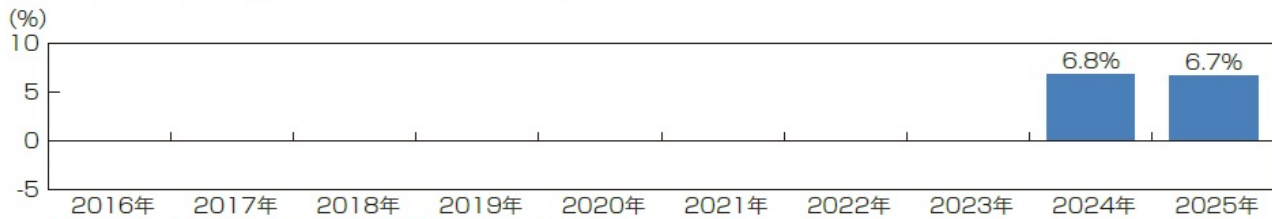


※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

本ファンドにはベンチマークはありません。

### SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2024年は設定日2024年10月1日から年末まで、2025年は年初から8月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

### （参考情報）ファンドの総経費率

#### <年4回決算型>

直近の運用報告書の作成対象期間は2025年2月21日～2025年8月20日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.13%	0.06%	0.07%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ( )お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、継続申込期間中は、取得申込日が以下のいずれかの休業日に当たる場合には、受付を行いません。

- ・ニューヨークの銀行または証券取引所の休業日
- ・英国の銀行または証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日
- ・スイスの銀行または証券取引所の休業日
- ・スウェーデンの銀行または証券取引所の休業日
- ・香港の銀行または証券取引所の休業日
- ・12月24日の前々営業日および前営業日
- ・委託会社が定める日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

< SBIアセットマネジメント株式会社 >

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

#### ( )お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記( )に記載の照会先においてもご確認いただけます。

#### ( )お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

#### ( )お申込手数料

ありません。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

## 2【換金（解約）手続等】

### a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、換金申込日が以下のいずれかの休業日に当たる場合には、受付を行いません。

- ・ニューヨークの銀行または証券取引所の休業日
- ・英国の銀行または証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日
- ・スイスの銀行または証券取引所の休業日
- ・スウェーデンの銀行または証券取引所の休業日
- ・香港の銀行または証券取引所の休業日
- ・12月24日の前々営業日および前営業日
- ・委託会社が定める日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

< SBIアセットマネジメント株式会社 >

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

### b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

### c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

### d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して8営業日目からお支払いします。

### e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### ( ) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

##### ( ) 主な投資対象資産の評価方法

主要投資対象	有価証券等の評価方法
マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

##### ( ) 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

< SBIアセットマネジメント株式会社 >  
 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）  
 ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

#### (2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2024年10月1日から開始し、原則として無期限です。  
 ただし、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

#### (4)【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年2月21日から5月20日、5月21日から8月20日、8月21日から11月20日、ならびに11月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年2月20日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

##### ( ) 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

前記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

( ) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「( ) 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

( ) 約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

委託会社は、前記 の事項(前記 の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款変更の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記 から の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

( ) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbi-am.co.jp/>

前記 の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

( ) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が第49条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記( )に規定する信託契約の解約または前記( )に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

( ) 運用報告書の作成

ファンドは、毎年2月ならびに8月に終了する計算期間の末日及び信託終了時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて

知れている受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

( ) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

( ) 収益分配金・償還金受領権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

( ) 解約請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

( ) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### SBI全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2特定期間（2025年2月21日から2025年8月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【SBI全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1特定期間 2025年2月20日現在	第2特定期間 2025年8月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	248,824,488	329,372,034
親投資信託受益証券	12,220,868,365	16,202,746,701
未収入金	92,890,000	123,370,000
未収利息	2,385	3,158
流動資産合計	12,562,585,238	16,655,491,893
資産合計	12,562,585,238	16,655,491,893
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	108,815,652	147,862,154
未払解約金	92,794,431	123,249,546
未払受託者報酬	580,084	666,493
未払委託者報酬	1,232,639	1,416,262
その他未払費用	996,160	1,254,638
流動負債合計	204,418,966	274,449,093
負債合計	204,418,966	274,449,093
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,454,279,203	14,786,215,426
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	903,887,069	1,594,827,374
（分配準備積立金）	375,242,266	889,530,139
元本等合計	12,358,166,272	16,381,042,800
純資産合計	12,358,166,272	16,381,042,800
負債純資産合計	12,562,585,238	16,655,491,893

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1特定期間 自 2024年10月 1 日 至 2025年 2 月20日	第2特定期間 自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
<b>営業収益</b>		
受取利息	106,827	483,169
有価証券売買等損益	544,578,365	812,258,336
営業収益合計	544,685,192	812,741,505
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	580,084	1,217,360
委託者報酬	1,232,639	2,586,812
その他費用	996,160	1,254,638
営業費用合計	2,808,883	5,058,810
営業利益又は営業損失( )	541,876,309	807,682,695
経常利益又は経常損失( )	541,876,309	807,682,695
当期純利益又は当期純損失( )	541,876,309	807,682,695
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	57,818,391	28,402,824
期首剰余金又は期首欠損金( )	-	903,887,069
剰余金増加額又は欠損金減少額	587,768,118	277,333,408
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	587,768,118	277,333,408
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,123,315	139,948,025
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,123,315	139,948,025
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	108,815,652	282,530,597
期末剰余金又は期末欠損金( )	903,887,069	1,594,827,374

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで及び11月21日から翌年2月20日まで、又特定期間は原則として毎年2月21日から8月20日まで及び8月21日から翌年2月20日までとしております。当特定期間は2025年2月21日から2025年8月20日までとしております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 2025年2月20日現在	第2特定期間 2025年8月20日現在
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	11,454,279,203口	14,786,215,426口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0789円 (10,789円)	1.1079円 (11,079円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 自 2024年10月1日 至 2025年2月20日			第2特定期間 自 2025年2月21日 至 2025年8月20日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
			2025年2月21日から2025年5月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	122,662,804円	費用控除後の配当等収益額	A	191,345,281円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	361,395,114円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	528,644,803円	収益調整金額	C	251,048,927円
分配準備積立金額	D	-円	分配準備積立金額	D	343,795,243円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,012,702,721円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	786,189,451円
当ファンドの期末残存口数	F	11,454,279,203口	当ファンドの期末残存口数	F	13,466,844,368口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	884円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	583円
10,000口当たり分配金額	H	95円	10,000口当たり分配金額	H	100円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	108,815,652円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	134,668,443円
			2025年5月21日から2025年8月20日		

項目		
費用控除後の配 当等収益額	A	114,765,330円
費用控除後・繰 越欠損金補填後 の有価証券売買 等損益額	B	555,490,930円
収益調整金額	C	705,297,235円
分配準備積立金 額	D	367,136,033円
当ファンドの分 配対象収益額	E=A+B+C+D	1,742,689,528円
当ファンドの期 末残存口数	F	14,786,215,426口
10,000口当たり 収益分配対象額	$G=E/F \times$ 10,000	1,178円
10,000口当たり 分配金額	H	100円
収益分配金金額	$I=F \times$ $H/10,000$	147,862,154円

（金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 自 2024年10月 1 日 至 2025年 2 月20日	第2特定期間 自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、ントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 <b>市場リスクの管理</b> 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 <b>信用リスクの管理</b> 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 <b>流動性リスクの管理</b> 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左  <b>市場リスクの管理</b> 同左  <b>信用リスクの管理</b> 同左  <b>流動性リスクの管理</b> 同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 2025年2月20日現在	第2特定期間 2025年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 同左 上記以外の金融商品
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第1特定期間 自 2024年10月 1 日 至 2025年 2 月20日	第2特定期間 自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	515,166,707	993,955,738
合計	515,166,707	993,955,738

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	第1特定期間 自 2024年10月 1 日 至 2025年 2 月20日	第2特定期間 自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,674,021,670円	11,454,279,203円
期中追加設定元本額	10,659,957,205円	5,613,860,962円
期中一部解約元本額	1,879,699,672円	2,281,924,739円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	S B I 日本高配当株式マザーファンド	1,267,407,648	1,800,479,304	
	S B I 新興国高配当株式マザーファンド	3,110,151,611	1,715,248,613	
	S B I 欧州高配当株式マザーファンド	2,906,764,931	3,610,492,720	
	S B I 米国高配当株式マザーファンド	8,359,298,273	9,076,526,064	
	合計	15,643,622,463	16,202,746,701	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

本報告書の開示対象であるファンド（SBI全世界高配当株式ファンド（年4回決算型））は、「SBI日本高配当株式マザーファンド」「SBI新興国高配当株式マザーファンド」「SBI欧州高配当株式マザーファンド」及び「SBI米国高配当株式マザーファンド」の各受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。各マザーファンドの2025年8月20日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

## SBI日本高配当株式マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

2025年8月20日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	4,932,947,463
株式	110,085,575,500
投資証券	332,640,000
派生商品評価勘定	159,467,000
未収入金	1,246,010,057
未収配当金	232,895,700
未収利息	47,302
流動資産合計	116,989,583,022
資産合計	116,989,583,022
<b>負債の部</b>	
流動負債	
前受金	167,000,000
未払金	2,003,854,701
未払解約金	470,160,000
流動負債合計	2,641,014,701
負債合計	2,641,014,701
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	80,493,899,983
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	33,854,668,338
元本等合計	114,348,568,321
純資産合計	114,348,568,321
負債純資産合計	116,989,583,022

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>当マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	2025年8月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	80,493,899,983口
2. 担保に供している資産 先物取引に係る差入委託証拠金の代用として、担保に供している資産 株式	1,671,100,000円
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
4. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4206円 (14,206円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	2025年8月20日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
株式	17,987,573,707	
投資証券	44,380,000	
合計	18,031,953,707	

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## （株式関連）

（単位：円）

区分	種類	2025年8月20日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,392,750,000	-	1,552,250,000	159,500,000
	合計	1,392,750,000	-	1,552,250,000	159,500,000

（注）時価の算定方法

## 先物取引

- 1)主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
  - 2)株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 元本の移動

項目	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	72,466,327,832円
期中追加設定元本額	17,967,552,264円
期中一部解約元本額	9,939,980,113円
期末元本額	80,493,899,983円
元本の内訳	
SBI日本高配当株式（分配）ファンド（年4回決算型）	79,055,176,462円
SBI全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）	1,267,407,648円
SBI全世界高配当株式ファンド（年1回決算型）	171,315,873円

---

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
I N P E X	92,300	2,374.00	219,120,200	
石油資源開発	449,400	1,165.00	523,551,000	
安藤・間	867,300	1,715.00	1,487,419,500	
長谷工コーポレーション	510,300	2,479.00	1,265,033,700	
西松建設	126,600	5,296.00	670,473,600	
積水ハウス	89,400	3,472.00	310,396,800	
エクシオグループ	502,700	2,172.50	1,092,115,750	
新日本空調	157,400	3,035.00	477,709,000	
インフロニア・ホールディングス	38,600	1,411.00	54,464,600	
麒麟ホールディングス	497,700	2,236.00	1,112,857,200	
日本たばこ産業	466,700	4,877.00	2,276,095,900	
オンワードホールディングス	845,200	647.00	546,844,400	
東ソー	869,000	2,286.50	1,986,968,500	
デンカ	465,100	2,223.00	1,033,917,300	
エア・ウォーター	128,900	2,486.00	320,445,400	
大日精化工業	132,300	3,725.00	492,817,500	
カネカ	213,600	4,332.00	925,315,200	
積水化学工業	193,500	2,902.00	561,537,000	
日本ゼオン	461,100	1,671.50	770,728,650	
アイカ工業	155,600	3,799.00	591,124,400	
U B E	269,100	2,359.50	634,941,450	
A D E K A	169,200	3,272.00	553,622,400	
有沢製作所	340,100	1,569.00	533,616,900	
武田薬品工業	513,900	4,563.00	2,344,925,700	
アステラス製薬	1,053,400	1,696.50	1,787,093,100	
小野薬品工業	465,600	1,696.50	789,890,400	
コスモエネルギーホールディングス	157,200	7,105.00	1,116,906,000	
T O Y O T I R E	825,000	3,694.00	3,047,550,000	
A G C	198,200	4,657.00	923,017,400	
日本特殊陶業	209,000	5,326.00	1,113,134,000	

日本製鉄	308,400	3,043.00	938,461,200
神戸製鋼所	259,600	1,790.00	464,684,000
大和工業	115,900	9,264.00	1,073,697,600
フジクラ	101,900	11,330.00	1,154,527,000
F U J I	274,100	2,729.50	748,155,950
ディスコ	1,300	39,300.00	51,090,000
リケンNPR	11,500	2,833.00	32,579,500
小松製作所	359,900	4,943.00	1,778,985,700
アイチ コーポレーション	492,200	1,320.00	649,704,000
CKD	328,200	2,526.00	829,033,200
SANKYO	260,000	2,980.50	774,930,000
アマノ	157,600	4,279.00	674,370,400
イーグル工業	309,900	2,531.00	784,356,900
三菱重工業	125,600	3,823.00	480,168,800
日立製作所	135,100	4,145.00	559,989,500
マブチモーター	343,500	2,481.50	852,395,250
ジーエス・ユアサ コーポレーション	226,700	3,174.00	719,545,800
ソニーグループ	239,200	4,128.00	987,417,600
ヒロセ電機	60,000	18,700.00	1,122,000,000
アドバンテスト	15,100	10,765.00	162,551,500
レーザーテック	27,900	16,150.00	450,585,000
日本セラミック	20,000	3,130.00	62,600,000
村田製作所	440,600	2,390.00	1,053,034,000
SCREENホールディングス	64,000	11,190.00	716,160,000
キャノン	203,600	4,335.00	882,606,000
東京エレクトロン	48,000	20,925.00	1,004,400,000
トヨタ紡織	691,300	2,403.00	1,661,193,900
いすゞ自動車	666,600	2,004.00	1,335,866,400
トヨタ自動車	480,300	2,937.00	1,410,641,100
NOK	686,400	2,482.00	1,703,644,800
本田技研工業	1,372,000	1,702.50	2,335,830,000
SUBARU	284,200	2,981.50	847,342,300
タムロン	1,362,400	995.00	1,355,588,000
ノーリツ鋼機	413,500	1,615.00	667,802,500
シチズン時計	1,125,000	1,004.00	1,129,500,000
ローランド	119,000	3,320.00	395,080,000
オカムラ	329,100	2,422.00	797,080,200
九州電力	1,023,100	1,532.00	1,567,389,200

日本郵船	275,200	5,239.00	1,441,772,800	
商船三井	70,400	4,906.00	345,382,400	
SRAホールディングス	76,100	4,690.00	356,909,000	
ソフトバンク	18,618,600	245.00	4,561,557,000	代用有価証券 2,000,000株差入
DTS	80,400	5,100.00	410,040,000	
ソフトバンクグループ	27,200	14,890.00	405,008,000	
双日	403,400	3,845.00	1,551,073,000	
ダイワボウホールディングス	317,600	3,174.00	1,008,062,400	
ドウシシャ	23,700	2,631.00	62,354,700	
日本ライフライン	287,300	1,472.00	422,905,600	
兼松	412,500	3,024.00	1,247,400,000	
三菱商事	679,000	3,200.00	2,172,800,000	
サンゲツ	183,100	3,070.00	562,117,000	
J.フロント リテイリング	306,800	2,343.50	718,985,800	
ツルハホールディングス	43,000	11,530.00	495,790,000	
丸井グループ	585,800	3,321.00	1,945,441,800	
ファーストリテイリング	9,700	48,980.00	475,106,000	
しずおかフィナンシャルグループ	844,900	1,910.50	1,614,181,450	
ひろぎんホールディングス	1,195,400	1,373.00	1,641,284,200	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,414,000	2,262.00	3,198,468,000	代用有価証券 250,000株差入
三井住友フィナンシャルグループ	706,100	4,104.00	2,897,834,400	代用有価証券 150,000株差入
武蔵野銀行	191,000	3,780.00	721,980,000	
みずほフィナンシャルグループ	456,600	4,810.00	2,196,246,000	
SBIホールディングス	619,300	6,515.00	4,034,739,500	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	734,900	3,593.00	2,640,495,700	
第一生命ホールディングス	1,049,800	1,245.00	1,307,001,000	
東京海上ホールディングス	226,900	6,480.00	1,470,312,000	
野村不動産ホールディングス	2,068,000	934.90	1,933,373,200	
東京建物	437,500	2,880.00	1,260,000,000	
MIXI	188,400	3,240.00	610,416,000	
パーソルホールディングス	3,185,500	281.00	895,125,500	
メイテックグループホールディングス	508,600	3,348.00	1,702,792,800	
合 計	61,172,800		110,085,575,500	

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	インヴィンシブル投資法人	3,200	222,400,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	1,300	110,240,000	
合計		4,500	332,640,000	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## S B I 新興国高配当株式マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

2025年8月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	75,012,293
コール・ローン	127,786,069
株式	3,060,130,724
未収配当金	13,467,118
未収利息	1,225
流動資産合計	3,276,397,429
資産合計	3,276,397,429
負債の部	
流動負債	
未払金	16,722,505
未払解約金	21,310,000
流動負債合計	38,032,505
負債合計	38,032,505
純資産の部	
元本等	
元本	5,871,666,794
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,633,301,870
元本等合計	3,238,364,924
純資産合計	3,238,364,924
負債純資産合計	3,276,397,429

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	2025年8月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	5,871,666,794口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,633,301,870円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.5515円 (5,515円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。原則として外貨の送付金又は将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネージャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理

	<p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
--	---

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2025年8月20日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		289,479,411
合計		289,479,411

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,729,616,097円
期中追加設定元本額	3,743,100,768円
期中一部解約元本額	601,050,071円
期末元本額	5,871,666,794円
元本の内訳	
SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)	3,110,151,611円

SBI全世界高配当株式ファンド(年1回決算型)	418,761,050円
SBIネクスト・フロンティア高配当株式ファンド(年4回決算型)	2,341,784,833円
SBI新興国高配当株式ファンド(適格機関投資家専用)	969,300円

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	TERNIUM SA-SPONSORED ADR	1,500	32.40	48,600.00	
	MERCADOLIBRE INC	60	2,342.94	140,576.40	
アメリカドル 小計		1,560		189,176.40 (27,947,029)	
メキシコペソ	GRUPO AEROPORT DEL SURESTE-B	5,450	614.58	3,349,461.00	
	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	9,800	159.08	1,558,984.00	
	KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	94,100	36.45	3,429,945.00	
	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	84,300	166.78	14,059,554.00	
メキシコペソ 小計		193,650		22,397,944.00 (175,667,074)	
ブラジルリアル	PETROBRAS - PETROLEO BRASIL	88,600	32.41	2,871,526.00	
	MARFRIG GLOBAL FOODS SA	16,300	23.40	381,420.00	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	145,000	15.79	2,289,550.00	
	BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	19,700	32.22	634,734.00	
	TIM SA	166,400	22.33	3,715,712.00	
	COMPANHIA PARANAENSE -PREF B	45,300	11.88	538,164.00	
ブラジルリアル 小計		481,300		10,431,106.00 (279,799,814)	
チリペソ	LATAM AIRLINES GROUP SA	36,020,662	21.90	788,852,497.80	
	BANCO DE CHILE	4,037,067	139.48	563,090,105.16	
	ENEL AMERICAS SA	2,201,833	96.80	213,137,434.40	
チリペソ 小計		42,259,562		1,565,080,037.36 (239,870,426)	
ユーロ	ATHENS INTERNATIONAL AIRPORT	35,694	10.63	379,427.22	
	OPAP SA	29,719	19.42	577,142.98	
	NATIONAL BANK OF GREECE	52,314	12.91	675,635.31	
	PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S	37,987	7.19	273,202.50	
ユーロ 小計		155,714		1,905,408.01 (327,539,636)	
トルコリラ	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKASI AS	38,487	235.50	9,063,688.50	

トルコリラ 小計		38,487		9,063,688.50 (32,761,608)
チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	965	1,048.00	1,011,320.00
チェココルナ 小計		965		1,011,320.00 (7,109,579)
ハンガリーフォ リント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PL	83,182	3,006.00	250,045,092.00
	OTP BANK PLC	544	30,970.00	16,847,680.00
ハンガリーフォリント 小計		83,726		266,892,772.00 (117,432,819)
ポーランドズロ チ	ORLEN SA	34,881	79.38	2,768,853.78
	BANK PEKAO SA	14,716	213.40	3,140,394.40
	PKO BANK POLSKI SA	3,103	82.94	257,362.82
	POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN SA	41,420	65.42	2,709,696.40
ポーランドズロチ 小計		94,120		8,876,307.40 (358,780,345)
香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	252,000	4.36	1,098,720.00
	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	27,000	36.00	972,000.00
	PETROCHINA CO LTD-H	138,000	7.47	1,030,860.00
	CHINA HONGQIAO GROUP LTD	129,500	23.54	3,048,430.00
	JIANGXI COPPER CO LTD-H	21,000	19.06	400,260.00
	COSCO SHIPPING HOLDINGS CO-H	25,500	14.35	365,925.00
	WEIBO CORP-CLASS A	4,660	92.70	431,982.00
	PEOPLE'S INSURANCE CO GROUP-H	917,000	6.59	6,043,030.00
	PICC PROPERTY & CASUALTY-H	36,000	18.59	669,240.00
香港ドル 小計		1,550,660		14,060,447.00 (266,164,261)
マレーシアリン ギット	MALAYAN BANKING BHD	40,600	9.80	397,880.00
マレーシアリングット 小計		40,600		397,880.00 (13,890,269)
タイパーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	45,600	110.00	5,016,000.00
	KRUNG THAI BANK - NVDR	209,700	24.20	5,074,740.00
タイパーツ 小計		255,300		10,090,740.00 (45,711,052)
フィリピンペソ	ABOITIZ POWER CORP	64,200	43.00	2,760,600.00
フィリピンペソ 小計		64,200		2,760,600.00 (7,140,015)

インドネシア ピア	ADARO ANDALAN INDONESIA PT	143,517	6,875.00	986,679,375.00	
	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TBK PT	1,084,800	1,800.00	1,952,640,000.00	
	UNITED TRACTORS TBK PT	13,700	23,675.00	324,347,500.00	
	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	1,036,100	5,525.00	5,724,452,500.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO	368,000	4,040.00	1,486,720,000.00	
	TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	1,039,800	3,250.00	3,379,350,000.00	
インドネシアピア 小計		3,685,917		13,854,189,375.00	(126,073,123)
韓国ウォン	INDUSTRIAL BANK OF KOREA	53,786	19,300.00	1,038,069,800.00	
	Woori Financial Group Inc	43,051	24,700.00	1,063,359,700.00	
	DB Insurance Co Ltd	7,928	129,200.00	1,024,297,600.00	
	SK Telecom	4,706	55,700.00	262,124,200.00	
韓国ウォン 小計		109,471		3,387,851,300.00	(359,112,237)
新台湾ドル	ASE Technology Holding Co Ltd	35,000	148.50	5,197,500.00	
	Mediatek Inc	11,000	1,390.00	15,290,000.00	
新台湾ドル 小計		46,000		20,487,500.00	(100,478,895)
カタールリアル	Industries Qatar	32,617	13.00	424,021.00	
カタールリアル 小計		32,617		424,021.00	(17,240,693)
クウェートディ ナール	AGILITY	284,933	0.14	39,890.62	
	MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	170,712	0.53	91,330.92	
クウェートディナール 小計		455,645		131,221.54	(63,725,116)
アラブ首長国連 邦ディルハム	AGILITY Global PLC	233,646	1.16	271,029.36	
	Abu Dhabi Islamic Bank	142,480	21.90	3,120,312.00	
	Emirates NBD PJSC	53,575	26.30	1,409,022.50	
	EMAAR Properties PJSC	133,851	14.95	2,001,072.45	
アラブ首長国連邦ディルハム 小計		563,552		6,801,436.31	(274,097,883)
南アフリカラン ド	Naspers Ltd-N SHS	1,353	5,786.83	7,829,580.99	
	ABSA Group Ltd	24,332	188.30	4,581,715.60	
	NEDBANK Group Ltd	9,950	231.65	2,304,917.50	
	STANDARD BANK Group Ltd	14,709	250.17	3,679,750.53	
	VODACOM Group Ltd	56,235	141.08	7,933,633.80	
南アフリカランド 小計		106,579		26,329,598.42	(219,588,850)

合計	50,219,625		3,060,130,724	(3,060,130,724)
----	------------	--	---------------	-----------------

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 2銘柄	0.86%	0.91%
メキシコペソ	株式 4銘柄	5.42%	5.74%
ブラジルリアル	株式 6銘柄	8.64%	9.14%
チリペソ	株式 3銘柄	7.41%	7.84%
ユーロ	株式 4銘柄	10.11%	10.70%
トルコリラ	株式 1銘柄	1.01%	1.07%
チェココルナ	株式 1銘柄	0.22%	0.23%
ハンガリーフォリント	株式 2銘柄	3.63%	3.84%
ポーランドズロチ	株式 4銘柄	11.08%	11.72%
香港ドル	株式 9銘柄	8.22%	8.70%
マレーシアリングット	株式 1銘柄	0.43%	0.45%
タイバーツ	株式 2銘柄	1.41%	1.49%
フィリピンペソ	株式 1銘柄	0.22%	0.23%
インドネシアルピア	株式 6銘柄	3.89%	4.12%
韓国ウォン	株式 4銘柄	11.09%	11.74%
新台湾ドル	株式 2銘柄	3.10%	3.28%
カタールリアル	株式 1銘柄	0.53%	0.56%
クウェートディナール	株式 2銘柄	1.97%	2.08%
アラブ首長国連邦ディルハム	株式 4銘柄	8.46%	8.96%
南アフリカランド	株式 5銘柄	6.78%	7.18%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## SBI欧州高配当株式マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

2025年8月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	45,832,295
コール・ローン	246,054,986
株式	3,839,626,129
未収配当金	6,904,080
未収利息	2,359
流動資産合計	4,138,419,849
資産合計	4,138,419,849
負債の部	
流動負債	
未払解約金	42,560,000
流動負債合計	42,560,000
負債合計	42,560,000
純資産の部	
元本等	
元本	3,297,489,270
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	798,370,579
元本等合計	4,095,859,849
純資産合計	4,095,859,849
負債純資産合計	4,138,419,849

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	2025年8月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	3,297,489,270口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2421円 (12,421円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。原則として外貨の送付金又は将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理

	<p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
--	---

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2025年8月20日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		365,633,874
合計		365,633,874

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	2,581,703,146円
期中追加設定元本額	1,233,129,012円
期中一部解約元本額	517,342,888円
期末元本額	3,297,489,270円
元本の内訳	
SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)	2,906,764,931円

SBI全世界高配当株式ファンド(年1回決算  
型)

390,724,339円

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

ユーロ	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	2,428	159.70	387,751.60	
	OMV AG	6,485	47.60	308,686.00	
	REPSOL SA	18,396	13.46	247,610.16	
	TOTALENERGIES SE	3,358	53.70	180,324.60	
	BASF SE	3,459	47.57	164,544.63	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	1,410	207.50	292,575.00	
	AIRBUS SE	1,090	183.84	200,385.60	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	5,182	41.53	215,208.46	
	EXOSSENS SAS	3,060	39.00	119,340.00	
	RHEINMETALL AG	173	1,568.00	271,264.00	
	SACYR SA	18,651	3.75	70,090.45	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	931	223.25	207,845.75	
	SIEMENS AG-REG	1,431	238.25	340,935.75	
	SIEMENS ENERGY AG	4,932	94.48	465,975.36	
	SIGNIFY NV	9,054	22.80	206,431.20	
	VINCI SA	1,108	129.00	142,932.00	
	AENA SME SA	8,570	25.63	219,649.10	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	1,058	91.42	96,722.36	
	FERRARI NV	148	405.40	59,999.20	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	947	54.18	51,308.46	
	MICHELIN (CGDE)	4,331	32.85	142,273.35	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	417	37.13	15,483.21	
	VOLKSWAGEN AG	1,285	103.30	132,740.50	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON	385	489.90	188,611.50	
	L'OREAL	397	400.00	158,800.00	
	SANOFI	2,262	86.49	195,640.38	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA	14,105	16.40	231,322.00	
	BANCO DE SABADELL SA	200,531	3.42	687,420.26	
	BANCO SANTANDER SA	37,474	8.24	308,785.76	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	35,334	13.16	464,995.44	
	BAWAG GROUP AG	4,754	115.10	547,185.40	
	BNP PARIBAS	5,852	82.86	484,896.72	
	CAIXABANK SA	28,216	8.78	247,736.48	
	CREDIT AGRICOLE SA	13,669	16.95	231,689.55	
	ERSTE GROUP BANK AG	6,528	88.05	574,790.40	
	ING GROEP NV	23,149	21.35	494,231.15	
	INTESA SANPAOLO	87,956	5.60	492,993.38	

	KBC GROUP NV	3,826	103.65	396,564.90
	NORDEA BANK ABP	25,421	13.55	344,454.55
	UNICREDIT SPA	7,312	69.49	508,110.88
	AMUNDI SA	2,048	65.65	134,451.20
	ALLIANZ SE-REG	819	374.40	306,633.60
	AXA SA	7,517	42.93	322,704.81
	SCOR SE	6,470	28.54	184,653.80
	UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	3,901	18.34	71,544.34
	SAP SE	1,653	236.90	391,595.70
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	10,259	10.41	106,796.19
	ORANGE	32,364	14.38	465,556.14
	TELEFONICA SA	60,136	4.85	291,779.87
	E.ON SE	22,934	15.69	359,949.13
	ENEL SPA	29,378	8.03	236,110.98
	ENGIE	29,309	18.62	545,733.58
	IBERDROLA SA	17,198	16.37	281,531.26
	ASML HOLDING NV	667	642.30	428,414.10
	ユーロ 小計	819,728		15,225,760.19 (2,617,308,176)
イギリスポンド	JOHNSON MATTHEY PLC	10,138	18.60	188,566.80
	RIO TINTO PLC	7,833	44.87	351,466.71
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	40,491	10.59	429,002.14
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	10,730	42.36	454,522.80
	IMPERIAL BRANDS PLC	13,224	30.56	404,125.44
	ASTRAZENECA PLC	2,483	117.82	292,547.06
	GSK PLC	9,860	14.51	143,117.90
	HSBC HOLDINGS PLC	48,146	9.44	454,835.26
	BT GROUP PLC	183,328	2.10	385,905.44
	VODAFONE GROUP PLC	252,777	0.87	220,370.98
	NATIONAL GRID PLC	11,746	10.41	122,275.86
	イギリスポンド 小計	590,756		3,446,736.39 (686,176,280)
スイスフラン	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	1,054	135.75	143,080.50
	NESTLE SA-REG	3,720	73.52	273,494.40
	NOVARTIS AG-REG	3,439	100.90	346,995.10
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	1,124	260.20	292,464.80
	スイスフラン 小計	9,337		1,056,034.80 (192,958,678)

スウェーデンクローナ	VOLVO AB-B SHS	7,531	297.10	2,237,460.10	
	SWEDBANK AB - A SHARES	14,461	271.30	3,923,269.30	
スウェーデンクローナ 小計		21,992		6,160,729.40	(94,628,803)
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	9,715	242.60	2,356,859.00	
	EQUINOR ASA	8,930	246.70	2,203,031.00	
	VEIDEKKE ASA	7,044	163.20	1,149,580.80	
	DNB BANK ASA	11,406	268.70	3,064,792.20	
	TELENOR ASA	34,395	166.00	5,709,570.00	
ノルウェークローネ 小計		71,490		14,483,833.00	(207,843,003)
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	5,079	348.05	1,767,745.95	
デンマーククローネ 小計		5,079		1,767,745.95	(40,711,189)
合 計		1,518,382		3,839,626,129	(3,839,626,129)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	株式 54銘柄	63.90%	68.17%
イギリスポンド	株式 11銘柄	16.75%	17.87%
スイスフラン	株式 4銘柄	4.71%	5.03%
スウェーデンクローナ	株式 2銘柄	2.31%	2.46%
ノルウェークローネ	株式 5銘柄	5.07%	5.41%
デンマーククローネ	株式 1銘柄	0.99%	1.06%

（注）「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## SBI米国高配当株式マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

2025年8月20日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	404,550,568
コール・ローン	372,300,413
株式	9,554,803,381
未収配当金	10,960,233
未収利息	3,570
流動資産合計	10,342,618,165
資産合計	10,342,618,165
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	56,750,000
流動負債合計	56,750,000
負債合計	56,750,000
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	9,472,930,890
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	812,937,275
元本等合計	10,285,868,165
純資産合計	10,285,868,165
負債純資産合計	10,342,618,165

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	2025年8月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	9,472,930,890口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0858円 (10,858円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。原則として外貨の送付金又は将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理

	<p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
--	---

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年8月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2025年8月20日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	348,487,323
合計	348,487,323

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 元本の移動

項目	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	7,383,731,412円
期中追加設定元本額	3,657,599,364円
期中一部解約元本額	1,568,399,886円
期末元本額	9,472,930,890円
元本の内訳	
SBI全世界高配当株式ファンド(年4回決算型)	8,359,298,273円

SBI全世界高配当株式ファンド(年1回決算型)	1,113,632,617円
-------------------------	----------------

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

アメリカドル	ANTERO MIDSTREAM CORP	49,900	17.42	869,258.00	
	ARCHROCK INC	14,600	24.12	352,152.00	
	CHENIERE ENERGY INC	1,400	230.40	322,560.00	
	CHEVRON CORP	4,972	152.00	755,744.00	
	EXXON MOBIL CORP	5,900	107.42	633,778.00	
	HF SINCLAIR CORP	6,200	45.55	282,410.00	
	KINDER MORGAN INC	51,200	26.40	1,351,680.00	
	WILLIAMS COS INC	12,700	56.57	718,439.00	
	CRH PLC	6,100	112.44	685,884.00	
	MOSAIC CO/THE	9,600	32.24	309,504.00	
	NEWMONT CORP	23,800	67.38	1,603,644.00	
	ARCOSA INC	7,000	97.02	679,140.00	
	ARMSTRONG WORLD INDUSTRIES	4,500	195.27	878,715.00	
	CURTISS-WRIGHT CORPORATION	2,800	479.75	1,343,300.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	3,300	104.52	344,916.00	
	MOOG INC-CLASS A	3,600	191.26	688,536.00	
	NVENT ELECTRIC PLC	13,100	88.15	1,154,765.00	
	PRIMORIS SERVICES CORP	14,200	111.09	1,577,478.00	
	REV GROUP INC	13,000	51.79	673,270.00	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	3,400	129.05	438,770.00	
	CSG SYSTEMS INTL INC	15,900	62.54	994,386.00	
	RYDER SYSTEM INC	4,600	181.26	833,796.00	
	HASBRO INC	7,700	80.05	616,385.00	
	DARDEN RESTAURANTS INC	1,700	207.84	353,328.00	
	MCDONALD'S CORP	1,900	310.93	590,767.00	
	VAIL RESORTS INC	1,900	155.37	295,203.00	
	COMCAST CORP-CLASS A	8,100	33.89	274,509.00	
	ELECTRONIC ARTS INC	3,900	170.68	665,652.00	
	ACADEMY SPORTS & OUTDOORS IN	12,600	52.60	662,760.00	
	BEST BUY CO INC	5,800	74.10	429,780.00	
	HOME DEPOT INC	900	407.20	366,480.00	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	11,200	62.28	697,536.00	
	ALBERTSONS COS INC - CLASS A	14,200	19.43	275,906.00	
	WALMART INC	12,700	101.29	1,286,383.00	
ALTRIA GROUP INC	45,900	66.56	3,055,104.00		
COCA-COLA CO/THE	5,700	70.13	399,741.00		
LAMB WESTON HOLDINGS INC	12,500	55.10	688,750.00		

PEPSICO INC	3,500	152.16	532,560.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	2,100	168.77	354,417.00
SMITHFIELD FOODS INC	26,700	25.15	671,505.00
ENERGIZER HOLDINGS INC	24,300	28.41	690,363.00
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,300	158.40	364,320.00
ABBOTT LABORATORIES	2,800	131.25	367,500.00
CVS HEALTH CORP	15,000	70.97	1,064,550.00
HCA HEALTHCARE INC	1,700	402.69	684,573.00
ABBVIE INC	1,800	206.19	371,142.00
AMGEN INC	1,900	295.55	561,545.00
JOHNSON & JOHNSON	7,100	177.80	1,262,380.00
MERCK & CO. INC.	8,700	84.93	738,891.00
PFIZER INC	41,100	25.32	1,040,652.00
BANK OF AMERICA CORP	7,400	48.08	355,792.00
BANK OF N.T. BUTTERFIELD&SON	7,500	44.06	330,450.00
JPMORGAN CHASE & CO	7,900	290.66	2,296,214.00
WELLS FARGO & CO	4,200	77.53	325,626.00
ARES CAPITAL CORP	98,900	22.39	2,214,371.00
FRANKLIN RESOURCES INC	81,900	24.82	2,032,758.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	3,500	721.38	2,524,830.00
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	6,000	62.41	374,460.00
ROBINHOOD MARKETS INC - A	5,600	107.50	602,000.00
WALKER & DUNLOP INC	8,100	85.78	694,818.00
WR BERKLEY CORP	5,800	71.56	415,048.00
MILLROSE PROPERTIES	10,500	32.55	341,775.00
INTERDIGITAL INC	2,500	260.33	650,825.00
INTL BUSINESS MACHINES CORP	1,500	241.28	361,920.00
MICROSOFT CORP	700	509.77	356,839.00
CISCO SYSTEMS INC	4,900	66.76	327,124.00
JABIL INC	1,500	206.10	309,150.00
TD SYNEX CORP	5,600	146.21	818,776.00
AT&T INC	70,700	28.98	2,048,886.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	38,300	44.94	1,721,202.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	3,700	112.66	416,842.00
DUKE ENERGY CORP	9,800	123.78	1,213,044.00
NEXTERA ENERGY INC	16,400	76.51	1,254,764.00
SOUTHWEST GAS HOLDINGS INC	8,700	76.62	666,594.00

BROADCOM INC	9,600	294.91	2,831,136.00	
NVIDIA CORP	11,300	175.64	1,984,732.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,800	195.94	352,692.00	
アメリカドル 小計	991,772		64,677,475.00 (9,554,803,381)	
合 計	991,772		9,554,803,381 (9,554,803,381)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式 77銘柄	92.89%	100.00%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2025年8月29日現在

資産総額	16,709,830,313円
負債総額	105,423,373円
純資産総額( - )	16,604,406,940円
発行済口数	14,966,878,858口
1口当たり純資産額( / )	1.1094円
(1万口当たり純資産額)	(11,094円)

## (参考) SBI日本高配当株式マザーファンド

2025年8月29日現在

資産総額	117,882,610,754円
負債総額	2,859,023,000円
純資産総額( - )	115,023,587,754円
発行済口数	80,951,243,050口
1口当たり純資産額( / )	1.4209円
(1万口当たり純資産額)	(14,209円)

## (参考) SBI新興国高配当株式マザーファンド

2025年8月29日現在

資産総額	3,268,872,535円
負債総額	46,137,023円
純資産総額( - )	3,222,735,512円
発行済口数	5,861,713,296口
1口当たり純資産額( / )	0.5498円
(1万口当たり純資産額)	(5,498円)

## (参考) SBI欧州高配当株式マザーファンド

2025年8月29日現在

資産総額	4,311,088,791円
負債総額	295,413,699円
純資産総額( - )	4,015,675,092円
発行済口数	3,288,934,773口
1口当たり純資産額( / )	1.2210円
(1万口当たり純資産額)	(12,210円)

## (参考) SBI米国高配当株式マザーファンド

2025年8月29日現在

資産総額	10,593,337,750円
負債総額	221,265,191円
純資産総額( - )	10,372,072,559円
発行済口数	9,459,229,553口
1口当たり純資産額( / )	1.0965円
(1万口当たり純資産額)	(10,965円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料  
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典  
該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとし、前記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、

ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4) 受益証券の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

#### (5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

#### (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

#### (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

資本金の額(2025年8月末日現在)

- ( ) 資本金の額  
委託会社の資本金の額は金4億20万円です。
- ( ) 発行する株式の総数  
委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。
- ( ) 発行済株式の総数  
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。
- (iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減  
2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。  
2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。  
2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、  
同日に同額を減資しました。

委託会社の機構

- (i) 会社の意思決定機構  
経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。
- ( ) 投資運用の意思決定機構
  - ア) 市場環境分析・企業分析  
ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。
  - イ) 投資基本方針の策定  
最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。
  - ウ) 運用基本方針の決定  
「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。
  - エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築  
ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。
  - オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価  
ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。  
上記体制は、今後、変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2025年8月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年8月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	257	5,019,880
単位型株式投資信託	514	1,563,370
単位型公社債投資信託	66	131,272
合計	837	6,714,522

### 3 【委託会社等の経理状況】

#### (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,318,220	2,719,549
関係会社短期貸付金	2 4,500,000	2 4,700,000
前払費用	75,720	51,729
未収委託者報酬	1,476,224	1,604,874
未収運用受託報酬	2 20,429	2 12,096
その他	43,335	23,470
流動資産合計	7,433,929	9,111,721
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 26,047	1 31,251
器具備品	1 3,930	1 6,311
有形固定資産合計	29,977	37,563
無形固定資産		
商標権	1,860	1,798
ソフトウェア	194,084	148,358
その他	67	67
無形固定資産合計	196,011	150,224
投資その他の資産		
投資有価証券	746,394	562,202
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	47,988	101,208
その他	41,782	41,638
投資その他の資産合計	858,197	727,081
固定資産合計	1,084,186	914,868
繰延資産		
株式交付費	1,632	247
繰延資産合計	1,632	247
資産合計	8,519,748	10,026,837

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	56,020	3,144
未払金	1,348,795	1,538,445
未払手数料	788,350	871,779
その他未払金	560,444	666,666
未払法人税等	162,014	372,480
未払消費税等		121,693
流動負債合計	1,566,829	2,035,762
負債合計	1,566,829	2,035,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,847,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,586,857	3,700,640
利益剰余金合計	2,686,907	3,800,690
自己株式	63	63
株主資本合計	6,934,181	8,047,964
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,737	56,889
評価・換算差額等合計	18,737	56,889
純資産合計	6,952,919	7,991,074
負債純資産合計	8,519,748	10,026,837

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	6,530,321	7,712,343
運用受託報酬	112,247	87,707
投資助言報酬	40	30
その他営業収益	17,987	52,942
営業収益計	1 6,660,596	1 7,853,023
営業費用		
支払手数料	3,002,489	3,707,166
広告宣伝費	1,071	818
調査費	279,089	309,226
委託計算費	657,400	810,126
営業雑経費	72,111	51,292
通信費	1,965	579
印刷費	57,926	35,297
協会費	12,004	15,228
諸会費	215	186
営業費用計	4,012,163	4,878,629
一般管理費		
給料	530,816	542,033
役員報酬	73,064	85,012
給料・手当	418,939	414,103
賞与	38,813	42,918
福利厚生費	85,313	87,575
交際費		62
寄付金	1,637	
旅費交通費	2,623	2,960
租税公課	40,582	73,543
不動産賃借料	40,413	36,892
退職給付費用	31,515	20,685
固定資産減価償却費	42,089	51,298
業務委託費	56,992	48,931
消耗品費	3,711	3,495
諸経費	2 637,135	2 624,648
一般管理費計	1,472,831	1,492,128
営業利益	1,175,602	1,482,265
営業外収益		
受取利息	2 53,147	2 75,764
受取配当金	1,250	
投資有価証券売却益	131,942	49,100
為替差益		1,324
雑収入	1,375	2,282
営業外収益計	187,715	128,471
営業外費用		
為替差損	1,040	
株式交付費償却	1,764	1,384
営業外費用計	2,805	1,384
経常利益	1,360,512	1,609,351
特別損失		
投資有価証券評価損		522
特別損失合計		522

税引前当期純利益	1,360,512	1,608,829
法人税、住民税及び事業税	326,163	513,811
法人税等調整額	94,943	18,764
法人税等合計	421,107	495,046
当期純利益	939,405	1,113,782

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	63	4,705,845	
当期変動額									
合併による増加		495,000	495,000		793,930	793,930		1,288,930	
当期純利益					939,405	939,405		939,405	
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計		495,000	495,000		1,733,335	1,733,335		2,228,335	
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	63	6,934,181	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145
当期変動額			
合併による増加			1,288,930
当期純利益			939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	20,562	20,562	20,562
当期変動額合計	20,562	20,562	2,207,773
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	63	6,934,181	
当期変動額									
当期純利益					1,113,782	1,113,782		1,113,782	
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計					1,113,782	1,113,782		1,113,782	
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	63	8,047,964	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当期変動額			
当期純利益			1,113,782
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	75,627	75,627	75,627
当期変動額合計	75,627	75,627	1,038,155
当期末残高	56,889	56,889	7,991,074

## 【注記事項】

## （重要な会計方針）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## 有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

## 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 繰延資産の処理方法

## 株式交付費

3年間で均等償却しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

**委託者報酬** 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されません。

**運用受託報酬** 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。

**投資助言報酬** 投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

## （会計方針の変更）

## （法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日、以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">12,573千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">6,916千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">19,490千円</td> </tr> </table>	建物	12,573千円	器具備品	6,916千円	合計	19,490千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">15,880千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">8,036千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">23,916千円</td> </tr> </table>	建物	15,880千円	器具備品	8,036千円	合計	23,916千円
建物	12,573千円												
器具備品	6,916千円												
合計	19,490千円												
建物	15,880千円												
器具備品	8,036千円												
合計	23,916千円												
<p>2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">関係会社短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">4,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td style="text-align: right;">954千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,500,954千円</td> </tr> </table>	関係会社短期貸付金	4,500,000千円	その他流動資産	954千円	合計	4,500,954千円	<p>2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">関係会社短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">4,700,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td style="text-align: right;">772千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,700,772千円</td> </tr> </table>	関係会社短期貸付金	4,700,000千円	その他流動資産	772千円	合計	4,700,772千円
関係会社短期貸付金	4,500,000千円												
その他流動資産	954千円												
合計	4,500,954千円												
関係会社短期貸付金	4,700,000千円												
その他流動資産	772千円												
合計	4,700,772千円												

## (損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益  
営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。
- 2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">経営管理報酬</td> <td style="text-align: right;">607,052千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社からの受取利息</td> <td style="text-align: right;">48,341千円</td> </tr> </table>	経営管理報酬	607,052千円	関係会社からの受取利息	48,341千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">経営管理報酬</td> <td style="text-align: right;">597,599千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社からの受取利息</td> <td style="text-align: right;">67,395千円</td> </tr> </table>	経営管理報酬	597,599千円	関係会社からの受取利息	67,395千円
経営管理報酬	607,052千円								
関係会社からの受取利息	48,341千円								
経営管理報酬	597,599千円								
関係会社からの受取利息	67,395千円								

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937		1,408,348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18			18

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348			1,408,348

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18			18

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	
資産計	746,394	746,394	

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	562,202	562,202	
資産計	562,202	562,202	

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,318,220			
関係会社短期貸付金	4,500,000			
未収委託者報酬	1,476,224			
未収運用受託報酬	20,429			
合計	7,314,874			

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,719,549			
関係会社短期貸付金	4,700,000			
未収委託者報酬	1,604,874			
未収運用受託報酬	12,096			
合計	9,036,520			

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託		746,394		746,394
資産計		746,394		746,394

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託		562,202		562,202
資産計		562,202		562,202

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2024年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2025年3月31日)

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## （有価証券関係）

## 1. 子会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

## 2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	619,020	641,200	22,179
	小計	619,020	641,200	22,179
合計		746,394	719,387	27,007

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	2,944	2,077	867
	小計	2,944	2,077	867
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	559,258	643,200	83,941
	小計	559,258	643,200	83,941
合計		562,202	645,277	83,074

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	682,102	131,942	
合計	682,102	131,942	

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	125,687	49,100	
合計	125,687	49,100	

### 4. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について522千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）23,640千円、当事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）12,280千円であります。

#### 2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）7,875千円、当事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）8,404千円であります。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>電話加入権</td><td style="text-align: right;">714千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">12,489</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">6,662</td></tr> <tr><td>その他未払税金</td><td style="text-align: right;">6,300</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">29,896</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">195</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">56,258</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">56,258</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">8,269</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">8,269</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">47,988</td></tr> </table>	電話加入権	714千円	投資有価証券評価損	12,489	未払事業税	6,662	その他未払税金	6,300	未払金	29,896	その他	195	<hr/>		繰延税金資産小計	56,258	評価性引当額		<hr/>		繰延税金資産合計	56,258	その他有価証券評価差額金	8,269	<hr/>		繰延税金負債合計	8,269	<hr/>		繰延税金資産の純額	47,988	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>電話加入権</td><td style="text-align: right;">735千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">164</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">12,733</td></tr> <tr><td>その他未払税金</td><td style="text-align: right;">7,367</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">53,911</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">26,197</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">97</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">101,208</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">101,208</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>-</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">101,208</td></tr> </table>	電話加入権	735千円	投資有価証券評価損	164	未払事業税	12,733	その他未払税金	7,367	未払金	53,911	その他有価証券評価差額金	26,197	その他	97	<hr/>		繰延税金資産小計	101,208	評価性引当額		<hr/>		繰延税金資産合計	101,208	-	-	<hr/>		繰延税金負債合計	-	<hr/>		繰延税金資産の純額	101,208
電話加入権	714千円																																																																		
投資有価証券評価損	12,489																																																																		
未払事業税	6,662																																																																		
その他未払税金	6,300																																																																		
未払金	29,896																																																																		
その他	195																																																																		
<hr/>																																																																			
繰延税金資産小計	56,258																																																																		
評価性引当額																																																																			
<hr/>																																																																			
繰延税金資産合計	56,258																																																																		
その他有価証券評価差額金	8,269																																																																		
<hr/>																																																																			
繰延税金負債合計	8,269																																																																		
<hr/>																																																																			
繰延税金資産の純額	47,988																																																																		
電話加入権	735千円																																																																		
投資有価証券評価損	164																																																																		
未払事業税	12,733																																																																		
その他未払税金	7,367																																																																		
未払金	53,911																																																																		
その他有価証券評価差額金	26,197																																																																		
その他	97																																																																		
<hr/>																																																																			
繰延税金資産小計	101,208																																																																		
評価性引当額																																																																			
<hr/>																																																																			
繰延税金資産合計	101,208																																																																		
-	-																																																																		
<hr/>																																																																			
繰延税金負債合計	-																																																																		
<hr/>																																																																			
繰延税金資産の純額	101,208																																																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。</p> <p>これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。</p> <p>この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は773千円増加し、法人税等調整額は25千円、その他有価証券評価差額金は747千円、それぞれ減少しております。</p>																																																																		

## （収益認識関係）

## 1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針4．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

## 3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## （セグメント情報）

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## （セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## （関連情報）

## 1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
SBI・UTIインドファンド	680,260

## （報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

## （報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

## （報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## （セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客(最終受益者)情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有)間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付金の回収	3,250,000	-	-
							貸付利息の受取	68,587	-	-
							資金貸付	4,500,000	関係会社短期貸付金	4,500,000
							貸付利息	48,244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607,052	未払金	333,878

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

## (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウエルスアド バイザー株式 会社	東京都港区	30	金融情報サービス事業、投資助言業		資金の貸付運用への助言 人員出向・受入 データ購入等 (注1)	貸付金の回収	600,000	-	-
							貸付利息の受取	5,019	-	-
							貸付利息	96	-	-
	株式会社SBI証券	東京都港区	54,323	証券業		販売委託(注2)	販売委託支払手数料	1,057,030	未払金	266,069

(注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合(%))	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有)間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受 入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付利息の受取	68,406	-	-
							資金貸付	200,000	関係会社 短期貸付金	4,700,000
							貸付利息	67,395	未収利息	-
							経営管理報酬	597,599	未払金	328,679

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

## (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合(%))	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	54,323	証券業		販売委託 (注)	販売委託支払手数料	1,461,607	未払金	316,838

(注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	4,936円99銭	5,674円15銭
1株当たり当期純利益	667円03銭	790円85銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
期中平均株式数(株)	1,408,330	1,408,330

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

前記 ならびに に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更、その他の重要事項

###### 定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

###### その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

##### (2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
再信託 受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	54,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

## (2) 再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

## (3) 販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

## 3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 再信託受託会社

該当事項はありません。

## (3) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
  - 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
  - ファンドの基本的性格など
  - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
  - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
  - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
  - 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
  - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
  - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
  - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
  - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
  - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
  - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
  - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
  - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
  - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
  - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 田 篤 照 夫指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 郷 右 近 隆 也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年11月6日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）の2025年2月21日から2025年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI全世界高配当株式ファンド（年4回決算型）の2025年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。